

議案第 67 号

北本市学童保育室設置及び管理条例の全部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の全部を次のように改正する。

平成 25 年 8 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市学童保育室設置及び管理条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（昭和 58 年条例第 6 号）の全部を次のように改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を行うため、北本市学童保育室（以下「保育室」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中丸学童保育室	北本市宮内 7 丁目 1 4 2 番地 2
南学童保育室	北本市大字北本宿 1 8 2 番地
西学童保育室	北本市本町 7 丁目 1 4 番地
西第二学童保育室	北本市本町 7 丁目 3 番地
東学童保育室	北本市中丸 6 丁目 6 5 番地

東第二学童保育室	北本市中丸6丁目65番地
栄学童保育室	北本市栄1番地
石戸学童保育室	北本市荒井2丁目285番地
北学童保育室	北本市深井4丁目45番地
北第二学童保育室	北本市深井4丁目45番地
中丸東学童保育室	北本市中丸10丁目350番地2

(指定管理者による管理)

第3条 保育室の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業の運営に関する業務
- (2) 保育室の利用の許可に関する業務
- (3) 保育室の施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務
(指定管理者の募集)

第5条 市長は、指定管理者に保育室の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 保育室の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会

の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 保育室の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により保育室の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 保育室の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 保育室の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 保育室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 保育室の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による保育室の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(報告の聴取等)

第9条 市長は、保育室の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(保育室を利用できる者)

第11条 保育室を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の小学校に在学する児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(休室日)

第12条 保育室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、保育室の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休室日を変更し、又は臨時に休室日を設けることができる。

(利用時間)

第13条 保育室の利用時間は、小学校の放課後から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校の休業日に係る保育室の利用時間は、午前8時から午後6時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、保育室の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用時間の延長)

第14条 指定管理者は、保育室を利用する者の事情により利用時間を延長する必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項に規定する利用時間を午後7時までとすることができる。

(指導員)

第15条 指定管理者は、保育室に指導員を置かなければならない。

(個人情報 の 適正管理)

第16条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用許可)

第17条 保育室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の利用の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し)

第18条 指定管理者は、保育室を利用する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は保育室の運営上やむを得ないと認められるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該利用許可を取り消すことができる。

- (1) 児童の疾病その他の事由により、他の児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 利用料金を一定期間納付しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

(原状回復)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 指定管理者又は保育室を利用する者は、自己の責めに帰すべき事由により、保育室の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第21条 保育室を利用する者は、児童1人につき月額15,000円(利用時間を延長した場合については、日額200円)を超えない範

圏内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第 2 2 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の免除)

第 2 3 条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、第 2 1 条の規定による利用料金を市長の承認を得て減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 2 4 条 この条例に定めるもののほか、保育室の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市学童保育室設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第 4 条から第 7 条までの規定の例により行うことができる。